小平市監査委員告示第９号

㊞

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和６年１１月６日付平教教教収第１４４号により小平市教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和６年１１月２１日

小平市監査委員　岡　村　健　司

小平市監査委員　虻　川　　浩

別　紙

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和6年8月20日付平監発第21号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

【指摘事項】

1　契約事務について

(1) 主管課における物品供給契約で請書を徴取していないものや、委託契約で請書に仕様書の添付がないもののほか、随意契約の決裁がないものなど、契約事務に不備のあるもの

（地域学習支援課）

《措置等》

課内において、契約事務規則、「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」など、再度周知徹底し、また、チェックリストによるチェックを徹底することで再発を防止する。

(2) 主管課における修繕契約で、請負行為を伴うものについて請書に収入印紙が貼付されていないもの　（公民館）

《措置等》

課内において、契約事務規則及び契約事務マニュアル等を再度周知徹底するとともに、確実に契約事務チェックリストを確認することを徹底することで再発を防止する。

(3) 主管課における物品供給契約で、ほぼ同時期に同一業者に分割して発注しているが、分割して発注する合理的な理由が認められないもの　（公民館）

《措置等》

課内において、契約事務規則及び契約事務マニュアル等を再度周知徹底するとともに、契約の原則は入札であり、例外として随意契約となることを合わせて周知し、安易に分割発注することのないよう徹底することで再発を防止する。

2　会計年度任用職員事務について

(1) 夜間の時間外勤務に対する支給割合の誤りにより、報酬が過少支給になっているもの

（公民館）

《措置等》

原則として会計年度任用職員の時間外勤務は認めていないが、やむを得ず時間外勤務を命ずることとなった場合は、勤務実績及びタイムカード、時間外勤務命令簿を照合し、上司と情報共有を図り、適正な報酬額を決定する事務処理を徹底することで再発防止する。

あわせて小平市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び同施行規則、小平市職員の給与に関する条例を再度周知徹底する。

なお、差額については支給事務処理を行い、対応済みである。